尚美学園大学 内部質保証に関する方針

令和 4 年 4 月 19 日
自己点検・評価委員会

尚美学園大学（以下「本学」という。）における建学の精神・教育理念、使命・目的及び教育方針等の実現に向けて、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、本方針を定める。

（基本的方針）

建学の精神・教育理念、使命・目的及び教育方針等に基づき、教育研究活動その他大学の諸活動について自ら点検・評価をしたうえで、その結果を検証して改善に結びつけることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。（以下「PDCA サイクル」という。）

（組織体制・役割）

1. 学部・学科・研究科・各部・各センター及び事務局の各部署（以下「各部署」という。）は、本方針に基づく自己点検・評価を行う。
2. 自己点検・評価委員会（以下「評価委員会」という。）はこれを取り纏め、点検・評価を行う。
3. 教育研究評議会（以下「評議会」という。）は、教育の中長期計画及び事業計画、全学的な教育編成方針、教育の質保証・質的向上等を行う。
4. 大学経営会議（以下「経営会議」という。）は、中長期計画の推進、達成状況、進捗状況等を検証する。

（手続き）

1. 学長は、自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表及び PDCAサイクルの検証に係る最高責任者として、全学的な立場から内部質保証システムの推進に責任を負う。
2. 評価委員会は、全学の自己点検・評価の実施計画を策定する。
3. 各部署は自己点検・評価を実施し、毎年評価委員会に報告書を提出する。また、評価委員会は各部署から提出された報告書をもとに、大学全体の自己点検・評価報告書を作成し、全学的な観点から点検・評価を行い、その結果を学長に報告する。
4. 自己点検・評価の結果は、学長から評議会、経営会議及び理事会に報告したうえで、自己点検・評価報告書として、専任教職員に通知するとともに、ホームページ等を通じて学外に公表する。
5. 学長は、各部署に対する改善事項をまとめ、当該部署の長に改善の実施を求める。改善への取組は翌年度の自己点検・評価報告書や事業計画に反映し、専任教職員に共有される。
6. 中長期計画に基づく事業計画の進捗状況は、各部署で点検・評価を行う。
7. 中長期計画の達成状況、進捗状況、財務状況は、経営会議で管理把握し、その結果を理事会に報告し、専任教職員に通知するとともに、ホームページ等を通じて学外に公表する。
8. 内部質保証システムは、定期的に検証し必要な改善を行う。